

第 1 部

総 説

第1章 環境問題の概況

第1節 地球環境問題

科学技術の進歩は、人類に大きな繁栄をもたらしましたが、科学技術に支えられた人類の活動は地球の生態系を大きく変化させ、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等の地球規模の環境問題を顕在化させ、人類の生存基盤に脅威を与えています。

これらの地球環境問題の特徴としては、(1)影響が複雑かつ広範囲に及び、十分な科学的解明を待って対策を講じるのでは手遅れになる可能性があること、(2)解決には一国だけではなく、世界各国の協力が必要であること、(3)国際的な政治、経済、社会問題との関係が極めて強いことなどが挙げられ、国際的に取り組むべき重要な課題の一つとして認識されています。

地球環境問題における国際的取組については、1972(昭和47)年6月にストックホルムにおいて開催された「国

連人間環境会議」に端を発し、具体的な対応についての国際的な取決めに関しては、1992(平成4)年6月にブラジルのリオデジャネイロで約180か国が参加して開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)が大きな契機となりました。同会議においては、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」、そのための詳細な行動計画である「アジェンダ21」が採択され、広範な分野にわたり環境と開発に関する国際的な枠組が成立しました。1993(平成5)年2月には、国連加盟国53か国からなる持続可能な開発委員会(CSD)が地球サミットのフォローアップを行う中心機関として設立されています。

第2節 地球温暖化問題

1 国際的取組

地球温暖化防止に係る国際的取組としては、1997(平成9)年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において、2008(平成20)年から2012(平成24)年までの平均的な温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年と比較して先進国全体で5%、日本としては6%削減するという目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

その後、京都議定書の発効に向けたルールづくりが進められ、日本においては2002(平成14)年6月に批准し、2004(平成16)年11月にロシアが批准したことにより、2005(平成17)年2月に発効に至りました。

2012(平成24)年に行われた京都議定書第8回締約国会合(CMP8)においては、2013(平成25)年から2020(令和2)年までの各国の削減目標が新たに定められましたが、我が国は参加せず、全ての主要排出国が参加する新たな枠組の構築を目指して国際交渉が進められてきました。

2015(平成27)年、フランスのパリで開催されたCOP21において、全ての国が参加する公平で実効的な2020(令和2)年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」が採択、2016(平成28)年11月に発効されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低

く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、主要排出国を含む全ての国が自国で決定する貢献を5年ごとに提出・更新する仕組みなどが規定されました。

2018(平成30)年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)「1.5℃特別報告書」によると、世界の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2021(令和3)年10月から11月にかけてCOP26が開催されました。本会合内での決定文書では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス排出量実質ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

2 国内の取組

地球温暖化に係る国内対策としては、COP3終了後の1998(平成10)年、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」を制定し、翌1999(平成11)年には「地球温暖化対策に関する基本方針」を閣議決定しました。

そして、2005（平成17）年2月の京都議定書の発効を受け、同年4月に策定した「京都議定書目標達成計画」に基づいて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を推進した結果、6%の削減目標を達成しました。

2016（平成28）年5月には、COP21における「パリ協定」を踏まえて、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策計画」を策定し、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比26%減とする中期目標を掲げました。

2020（令和2）年10月、政府は、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを表明し、2021（令和3）年5月、地球温暖化対策推進法を改正するとともに、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、5年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することで、2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出する取組を実施することなどが示されました。

さらに、同年10月に改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、

第3節 循環型社会の構築に向けて

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらす一方、廃棄物の大量排出や最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄など深刻な問題を引き起こしています。この解決のためには、これまでの社会経済活動のあり方や私たちのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、循環利用のできないものについては最終的に適正処分するという「3R」を基調とした循環型社会を構築していかなければなりません。

国では、2000（平成12）年6月、循環型社会の形成に向けた基本原則や施策の基本的枠組を示した「循環型社会形成推進基本法」を制定し、2003（平成15）年3月には「循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。2018（平成30）年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しています。

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環を通じて、製品などの使用・廃棄に伴う天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的とし、廃棄物処理について①発生抑制、②製品・部品としての再使用、③原材料としての再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順で優先順位を定めています。また、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制や再使用時における環境配慮を進めるため、製品

2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋が描かれました。

一方、2015（平成27）年11月には気候変動の影響への適応計画が閣議決定されたほか、2018（平成30）年6月には気候変動適応法が公布（同年12月施行）され、同法により策定が義務づけられている気候変動適応計画が2018（平成30）年11月に閣議決定されるなど、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の両方の取組が重要となっています。

3 オゾン層の保護

オゾン層の保護については、モントリオール議定書締約国会合における決定に基づき、国際的に種々の取組がなされてきており、国内対策については、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」により規制・適正化が行われています。

の製造者や販売者が製品の使用後の段階においても一定の責任を果たすよう「拡大生産者責任」を課しています。

また、循環型社会の形成を推進するための個別法として、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建「自動車リサイクル法」が、2013（平成25）年4月に「小型家電法」が新たに施行されるとともに、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」が改正され、一連のリサイクル関連法が整備されました。その後、平成17年1月にリサイクル法」が施行されました。（図1-1-1）。

これら各種リサイクル法のほか、令和元年5月には、国民運動として食品ロスの削減推進を目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立（同年10月に施行）するとともに、プラスチック資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

さらに、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行されました。

循環型社会形成の推進のための法体系

